旧 暦 時 代 の 彼 岸

播

磨

定

男

はじめに一問題の所在一

弘安四年の春分を調べると、「二月二十五日辛卯」とある。念のためにこれを陽暦(グレゴリオ暦)に換算しても一 が、旧暦時代の編暦を新暦(太陽暦)に換算した『日本暦日原典』(内田正男編著、雄山閣、昭和五十年)によって 月三日が彼岸中であるためには二月末日が春分となり、珍しいケースではあるがあり得ないことではない。ところ んでいる。通説に従えば彼岸は春分・秋分を中日にその前後三日ずつ、計七日間ということであるから、弘安四年三(1) 一八一年三月二十三日となり、旧暦としては妥当な数値が導かれる。弘安四年二月二十五日が春分であれば、彼岸は 昭和六十年十月、山口県徳山市夜市貝籠から発掘された五輪塔には、水輪部分に「弘安四年三月三日/彼岸」と刻 380

の二十八日とは五日の間隔が存する。五輪塔造立の際紀年銘を誤刻したか、あるいは弘安四年二月二十五日春分と記

こた『日本暦日原典』に計算上の誤りがあるために、双方整合しないものと判断されよう。

紀年銘の方は文字の判読や彫法などにさしたる困難は無いから誤刻を考慮するだけであるが、後者の弘安四年二月

二月二十二日から二十八日までの七日間であって、貝籠五輪塔に記された三月三日は無論彼岸中ではなく、彼岸明け

五

物であることを立証したのである。

ととなったが、しかし大切なことは、かかる途中の論証よりも「彼岸は春分・秋分を中日にその前後三日ずつ、計七 月朔干支など全く一致しており、少なくとも弘安年間における編暦は当時の実施暦であることを立証した。そのため 発行の本誌第二十七号において、右書所収の弘安年間における編暦を同時代史料によって傍証することにした。勘解 二十五日春分については根拠とした『日本暦日原典』の信頼性が問われねばならない。そこで私は昭和六十二年六月 日間」とした前提条件が問題であって、春分・秋分と彼岸との関係が従来の学説とは別に吟味されることになったの に弘安四年二月二十五日春分は正しいことになり、紀年銘との間に生じた背反の事実は依然解消されないまま残るこ 十六年間における年月日、干支をコンピューターによる暦日計算と照合した結果、『日本暦日原典』は『勘仲記』と 由小路藤原兼仲の日記『勘仲記』(増補史料大成)にある建治元年(一二七六)から正安二年(一三〇〇)までの二

五二

当時の彼岸は春分・秋分の一日か二日後から始まっており、現在とは四、五日の誤差が存すること、また、彼岸入り 対する時間的・歴史的思考を欠いていることを批判するとともに、問題の貝籠五輪塔の紀年銘にある弘安四年三月三 から明けまでの期間も七日ないし八日間であることを明らかにした。彼岸が春分・秋分を中日としてその前後三日ず 日は、二月二十七日の彼岸入りより七日目の結願日に相当し、間違いなく彼岸中であり、したがってこの紀年銘も本 つ計七日間であるとする冒頭に紹介した解釈は、現行の在り方をそのまま旧暦時代にまで遡及させたもので、事物に 『勘仲記』に記された九回の彼岸記事を、彼岸入り、明けに注意しながら春分・秋分と対照した結果を摘記すると、

彼岸について、次のように述べている。 においても右と同主旨の見解を記したが、一昨年九月刊行の『国史大辞典』第十一巻(吉川弘文館、平成二年)では 春分・秋分と彼岸の関係については、前出拙稿に続けて公刊した拙著『中世の板碑文化』(東京美術、平成元年)

は秋分の前日に入り秋分より六日目に明けた。 から天保十四年(一八四三)の間は春の彼岸は春分から数えて、六日前が入りで春分の翌日が明けであった。 わち春分が二十一日なら二十三日が彼岸の入りで、それより七日間が彼岸であった。宣明暦の時代(貞享元年、 りは弘化元年(一八四四)以後のことで、宝暦四年(一七五四)以前は春分・秋分の日より数えて三日目、すな 六八四以前)は没日(もつにち)は数えなかったから、彼岸の期間が八日になることもあった。 春分・秋分を中日とし前後三日ずつを併せた七日間を、それぞれ春の彼岸、秋の彼岸という。しかしこの日取 (後略) また宝暦五年

彼岸は現在と同じ日取りとなったのである。 降はもちろんのこと、実はそれ以前の天保十三年(一八四二)における幕府天文方渋川景佑を中心とした改暦から、 年以後のこととしている。当時の行用暦は太陰太陽暦であり、これが廃されて新たに太陽暦が採用された明治六年以 分・秋分と彼岸の関係が、江戸時代における宝暦五年の改暦を契機に大きく変化したことを述べ、彼岸の 「春分・秋分を中日とし前後三日ずつを併せた七日間」となるのは、江戸時代の宝暦・天保年間の改暦を経た弘化元 執筆を担当されたのは前出『日本暦日原典』の著者で、天文学や暦学を専門とされる内田正男氏である。 Н 氏は春 取 りが

代や地域的な枠を越えて妥当するかが問題であり、このことは前出拙稿の最後でも言及した点である。旧暦時代の編 実際の行用暦に即した個々の事実を把握し、真偽を確認せねばならない。例えば没日はこれを日数に入れないとして 暦が一定の原則に基づいてなされること、したがってそこには普遍妥当的な結果が予想されるが、歴史研究の上では 編暦上の没日と一致していないのである。これは『吾妻鏡』だけの間違いなのか、それとも関東地方における没日の いるが、後述のように『吾妻鏡』や『北条九代記』を典拠とした『古事類苑』方技部二所収の没日などは、 前は「春分・秋分の日より数えて三日目」に彼岸入りし、明けまでの期間を七日としているが、これらが果たして時 それにしても宝暦四年以前といえばわが国の歴史の大半がこの中に包含される。右の解説では簡単に、宝暦四年以 いずれも

究に接したことがない。 計算に誤りが存したかは、個々の事例を検証した上でないと確定できないことであり、管見では未だかかる実証的研

五四

明は辞典という制約もあって、これらの点については不言及であり、旧暦の彼岸にまつわる問題も一歩中に入れば依 当するかは学問的吟味が必要であり、編暦上の日付と天暦との関係も同時に論じられねばならない。右の内田氏の説 てみたいと思う。大方の御批正を賜れば幸甚である。 して、取り敢えず本稿では前者の春分・秋分と彼岸の関係を、実際に当時の人々が造立した史料を手懸かりに検証し 然多くの課題を残したままといえよう。ただし、ここで提起した二つの問題のうち後者については他日を期すことに の行事は浄土思想の影響を受けて昼夜平分になる日を選び実施される。旧暦の彼岸中日が果たしてこの昼夜平分に相 日を迎えるという、その理由も当然尋ねられるべきであろう。大阪四天王寺の彼岸会に象徴されるように、彼岸中日 さらに付言すれば、旧暦における彼岸が現在のように春分や秋分を中心としないで、いずれもその五日後に彼岸中

一 「彼岸」表記の諸形式

り、『源氏物語』や『蜻蛉日記』などにも彼岸の記述がみられる。 られないが、平安時代の『宇津保物語』国譲巻下に「彼岸の程によき日を取りてさるべき事思し設けて云々」とあ は、毎年春秋の二仲月に七日間の仏事を営むことが以後恒例となったことを記している。両史料とも彼岸の文字は見⑻ 春秋二仲月別七日、読₌金剛般若経ニ」とあるのを、文献上の初見としている。また『類聚三代格』の記す太政官符に わが国で彼岸会が行われたのは、『日本後紀』巻十三、大同元年(八〇六)三月十七日の条に「令上諸国国分寺僧?

平安時代の文学作品に「よき日」「精進せんとして云々」とあることから推察すると、彼岸は特別の日として意識

— 377 ·

○)の秋の彼岸を期して造立安置された遺品であることはいうまでもない。

されていたようであるが、藤原頼長の日記『台記』久安六年(一一五〇)二月十九日丙寅の条には、「自二今日」七ヶ

如来坐像には、像内に「保安元年八月廿三日/彼岸初日」と記している。延久六年(一〇七四)と保安元年(一一二〜の来坐像には、像内に「保安元年八月廿三日/彼岸初日」と記している。 内背部に「延久六年八月廿五日于時彼岸入日庚寅」と墨書銘があり、また大阪府泉南郡岬町の興善寺にある木造大日内背部に「延久六年八月廿五日于時彼岸入日庚寅」と墨書銘があり、また大阪府泉南郡岬町の興善寺にある木造大日 作品で今日まで遺っているものも少なくない。例えば滋賀県高島郡マキノ町の称念寺にある木造薬師如来立像は、 あったが、平安中期頃になるとこれに造仏や造塔などの作善が加わるようになり、ちょうどこうした時期に造られた 病気平愈を祈願し、彼岸明けに金銅釈迦如来像を鋳造した旨記している。彼岸時の仏事も初めは念仏や写経が中心で 四年(一二五二)八月十七日の条に、「今日當」彼岸第七日、深沢里奉」鋳」始金銅八丈釈迦如来像」」と、 鎌倉将軍 彼岸二日目に法勝寺において高さ一丈二尺の五重塔一基を造立したこと、さらに『吾妻鏡』では鎌倉時代中期の建長 に行われる仏事の内容について具体的に記している。また『兵範記』の仁平二年(一一五一)八月十八日の条では、 宣旨を祈願し日別に心経二十一巻を誦し、二十二日の彼岸中日には「午時焼、薫陸、以所、求一事白、仏」と、彼岸中 日岸潔斎云々」と、十九日から七日間の彼岸中は潔斎して新鋳の不動尊像前で不動呪を十万遍唱え、彼岸中には立后

能となる。これまでに収集した資料の中から該当する遺品を抽出し、問題点に沿って整理すると次のようになる。 岸から仏界の彼岸へ到ること、すなわち極楽浄土への祈願、あるいはその宗教的理想に向かっての実践期間と意義づ ることによって、冒頭に述べた春分・秋分と彼岸の関係、ことに旧暦における彼岸入りの日取りを確認することが可 けた浄土教の興隆が大きく影響している。かかる遺品はすべて旧暦時代の造立であるから、おのおのを整理・吟味す ていくと厖大な数になる。これは彼岸が次第に人々の生活の中に定着していった結果であり、とくに彼岸を煩悩の此 さて、彼岸中に造立された仏像や塔婆類を、平安時代に限らず鎌倉・南北朝・室町時代へと順次年代を下げて拾っ

∬年月日と彼岸何日、第何番を併記するもの

①延久六年八月廿五日于時彼岸入日庚寅(E)

(滋賀県高島郡マキノ町、称念寺仏像銘

②保安元年八月廿三日/彼岸初日(1)

③貞応三年岬八月三日/彼岸初日(11)(四) (大阪府泉南郡岬町、興善寺仏像銘

④嘉禎二年 所八月廿一日/彼岸/第六(3)

(埼玉県行田市佐間、行田市史料館板碑銘

(奈良市十輪院町、十輪院仏像造記銘)

⑤仁治二年 升八月十二日/彼岸第二日(a)

⑥建長五年幾二月十六日兩彼岸初日(2) (大分県豊後高田市蕗、富貴寺笠塔婆銘 (東京都府中市本町、善明寺仏像銘)

①文永五年處二月八日/彼岸第五日(23)

⑧文保二年戊午/二月十五日/彼岸/第一番(二基)

⑨永徳三葵亥八月十九日彼岸初日 (8) (埼玉県大里郡岡部町榛沢、新井家墓地板碑銘)

(高知県香美郡香北町、高照寺仏像銘

(大分県豊後高田市蕗、富貴寺笠塔婆銘)

相当し、定説通りの結果となっている。 と解し紀年との関係を吟味すると、この年の春分は二月十三日であるから十五日は春分の二日後、つまり彼岸初日に 岸入りして第三日目を指すというのが定説となっている。したがって文保二年の両基も彼岸第一日目に造立したもの な計算方法により吟味の結果は、右の数例と同じであることが判明する。⑧の「彼岸第一番」の表記については、 後掲の表1に示すごとくこれらをその年の春分や秋分と対比すると、①の場合と同様いずれも彼岸入りは春分・秋分 月廿五日が彼岸の入り日であり、この日の干支が庚寅であることを告げている。『日本暦日原典』や『日本暦日便覧』 つて服部清道博士も「彼岸七日間を第一番より第七番まで数えたもの」といわれ、例えば彼岸第三番とある場合は彼 の二日後となっている。また⑤と⑦は彼岸第二日と第五日とあって、彼岸入りしてからの日数を記しているが、同様 はこの二十五日から始まっていることが知れる。②③⑨の史料も各紀年が彼岸初日に相当することを告げたもので、 などによって延久六年の秋分を調べると、八月二十三日戊子とあるから、庚寅は二日後の八月二十五日であり、彼岸 元号に続けて年次と干支、それに月次・日次を記し、さらにその日が彼岸何日、第何番に相当するかを示したもの 該題の春分・秋分と彼岸の関係を知る上に最も好都合な史料である。最初の称念寺仏像銘の場合は、延久六年八

彼岸入りした八月十五日はちょうど没日であって、没日は日数に算入しないとするのが旧暦(宣明暦) 銘の八月二十一日は彼岸七日目に当たり、「彼岸第六」と合致しない。「八月廿一日彼岸第六」を生かすとすれば彼岸 と⑥の二例である。④の場合は嘉禎二年八月十三日が秋分であるから、二日後の八月十五日を彼岸入りとすると紀年 なるのである。また、⑥の場合は建長五年の春分が二月十六日であるから、紀年銘をそのまま解すると十六日の春分 から、この年の秋の彼岸は八月十六日~二十二日までの七日間であり、二十一日は紀年銘にあるように彼岸第六日と は秋分三日後の十六日から始まったことになり、いずれにしても前記の結論とは異なる結果となるが、後述のごとく 右に掲げた十例中八例まではいずれも、彼岸は春分・秋分の二日後から始まっているが、これらと齟齬するのが④ の慣習である

寅は十八日となる。二月十八日寅であれば春分の二日後となり、彼岸初日とも一致するから、本来は二月十八日とす 当日が彼岸初日ということになる。ただし、「二月十六日雨」とあるのは間違いで、十六日の干支は甲子であり、 べきところを二月十六日と誤記したものと解されるのである。(※) 丙

五八

後から始まっており、残りの④と⑥の二例もこれに準じていると見做される。そしてこれらの事例からもたらされた これまでに述べた十例について表1を見ながらまとめると、十例中八例までが春・秋の彼岸とも春分・秋分の二日

る 子子・秋分と彼岸入りの関係

八月 十九 日(秋分二日後)	一三八三年九月二十二日	八月 十七 日	⑨永徳三年八月十九日
二月十五日(同)	一三一八年三月二十四日	二月十三日	◎文保二年二日十五日 .
二月 四 日(春分二日後)	一二六八年三月二十三日	二月二日	⑦文永五年二月 八 日
二月十六日(春分当日)	一二五三年三月二十三日	二月十六日	⑥建長五年二月十六日
八月 十一 日(秋分二日後)	一二四一年九月二十二日	八月九日	⑤仁治二年八月十二日
八月 十六 日(秋分三日後)	一二三六年九月二十一日	八月 十三 日	④嘉禎二年八月廿一日
八月三日(同)	一二二四年九月二十二日	八月 一 日	③貞応三年八月 三 日
八月二十三日(同)	一一二〇年九月二十二日	八月二十一日	②保安元年八月廿三日
八月二十五日(秋分二日後)	一〇七四年九月二十二日	八月二十三日	①延久六年八月廿五日
彼岸入り	陽暦(グレゴリオ暦)	春分·秋分	年次

(2)は八月十五日が没日、(3)は誤刻のため他と異なっている。(1)⑧は同じ紀年銘のものが二基。

気を採用しているからで、これによると春分は現行よりも二、三日遅い三月二十三日~二十五日になり、秋分は反対に九月二十一日の陽曆(グレゴリオ曆)の日付が現行と多少異なるのは、寛政曆以前の中気の決め方が冬至を起点に一年を十二等分する、いわゆる常 二十三日と現行よりも早くなる。

おり、彼岸入りだけを比べても五日のずれが存する。ただしこの結果については徳山市夜市貝籠五輪塔の紀年銘を考 はいない。該題の追求は他の史料に委ねられており、新たな事例に即した実証的研究が再び必要となってくる。 は、紀年が彼岸第何日・何番に相当するかを具体的に知らせてはいても、彼岸期間そのものについては解答を示して る結果となったのである。さらに彼岸の問題は彼岸入りから明けまでの期間が問われねばならない。 証した昭和六十二年発表の旧稿においてすでに指摘したところで、本稿での十例は計らずも旧稿で得た結論を補強す 結果は、冒頭に述べた「彼岸は春分・秋分を中日にその前後三日ずつ、計七日間」とする従来の通説と随分異なって 前掲の各史料

二年月日と彼岸を併記するもの

①建保六年。综二月廿三日/彼岸上旬

②建長七年呢二月十五日彼岸中(3)

《福岡県粕屋郡古賀町、熊野神社板碑銘署長七年四二月十五日後片中

③弘安三年八月廿四日彼岸中

(福岡県大牟田市藤田町、護福寺跡五輪塔銘

④弘安四年三月三日/彼岸(32)

(A) (出口県徳山市夜市、貝籠五輪塔銘)

⑤貞和六年處第二月十五日中(33)

《山口県熊毛郡田布施町、蓮華寺仏像銘

⑥嘉吉三年/八月/二十五日/彼岸日(3)

五九

(鹿児島県揖宿郡開聞町、上野板碑銘)

これと対照しながら検討していくと、①の建保六年銘は二月十八日が春分であるから五日後の二十三日を彼岸上旬と と春分・秋分との関係を整理したのが表Ⅱである。いずれも春分・秋分の四~八日後の日付となっており、しかもそ とを告げているが、この年の春分は二月八日であるから十五日は春分の七日後となる。以下同じ方法で紀年銘の日次 目に相当することになり、これを彼岸上旬と表記したのである。また②の建長七年銘は二月十五日が彼岸中であるこ 中でも中日は最も重視されるから、これを彼岸上旬と表記するのは不自然であり、よく事情を尋ねると、その前日の 表記したことになるが、これまでに見た春分・秋分と彼岸の関係でいうと、二十三日は実は彼岸中日に当たる。彼岸 あることを知らせている。前の場合と同様、『日本暦日原典』や『日本暦日便覧』によって春分や秋分の日次を調べ、 二月二十二日甲子は没日であることが知れる。春分の四日後が没日であるために紀年銘の二月二十三日は彼岸第三日 前項の史料は紀年銘の日次が彼岸何日に相当するかを示したのに対し、右に掲げた各々は紀年銘の日次が彼岸中で

表Ⅱ 彼岸入りから明けまでの期間

秋分後四日(彼岸三日目)	一四四三年九月二十三日	八月二十一日	⑥嘉吉三年八月二十五日
春分後七日(彼岸六日目)	一三五〇年三月二十四日	二月八日	⑤貞和六年二月 十五 日
春分後八日(彼岸七日目)	一二八一年三月二十三日	二月二十五日	④弘安四年三月 三 日
秋分後五日(彼岸四日目)	一二八〇年九月二十一日	八月 十九 日	③弘安三年八月 廿四 日
春分後七日(彼岸六日目)	一二五五年三月二十四日	二月八日	②建長七年二月 十五 日
春分後四日(彼岸三日目)	一二一八年三月二十三日	二月十八日	①建保六年二月 廿三 日
春分・秋分との関係	陽暦(グレゴリオ暦)	春分・秋分	年次

[○]陽暦(グレゴリオ暦)の日付が現行と異なることは前項の表Ⅰ左欄に注記。(1)二月二十二日甲子が没日のため日数が他と異なる。

記からも窺い知ることができるが、ただ、日記の場合は錯誤も加わって彼岸期間が必ずしも七日とは一定していな この史料は説明するまでもなく、弘安四年三月三日が彼岸中であることを示すが、弘安四年は二月二十五日が春分 念しての刻銘であるから、日記よりも信頼性は高いといえよう。 以上でないと三月三日は彼岸中ではないことになる。旧暦の彼岸が七日目を明け・結願日としていることは貴族の日 の二日後の二十七日を彼岸入りとすると、翌三月三日はちょうど彼岸七日目に相当する。逆にいえば彼岸期間が七日 で、しかも三月は三十日晦日の大の月であるから三月三日は春分から数えて八日後となる。そして二月二十五日春分 なわち彼岸入りから明けまでの期間が何日かという問いに対し考察を進めていくと、④の弘安四年銘が注目される。 で述べた、旧暦における彼岸は春分・秋分の二日後から入るという結論を支持しており、さらにもう一つの課題、す になる。しかし右の史料はいずれも四日以上の間隔があり、旧暦における彼岸が日取りの上でも従前の学説と異なる に前後三日ずつ、計七日間とすると、彼岸は春分・秋分の三日後までとなってこれ以上に及ぶことはあり得ないこと の日が彼岸中であることを告げているのが重要である。すなわち、彼岸の期間をこれまでのように春分・秋分を中日 い。没日も入らないのに八日といったケースもあってその原因を把握し得ないが、次の史料は仏像や塔婆の造立を記 ことはもちろん、大きく改訂されるべきことを示唆しているのである。直截にいえば、ここに掲げた史料もまた前項

建長五年光二月時間 (東京都台東区上野公園、東京芸術大学仏像銘)

貞和四年戊子八月廿六日時正中日 (1)

(岡山市浜田町、報恩寺旧在板碑銘

十八日から始まり二十一日を中日とすると明けは二十四日となり、彼岸入りから明けまでの期間は二十一日を中日に 前者の二月時正中日は干支の己巳により二月二十一日に相当する。春分は二月十六日であるから、 彼岸は二日後の

人々はこれを彼岸と同義に使用していることを知らねばならない。(タラ) かし時正が彼岸中日を指すなら、何も「時正中日」と表現する必要はないわけで、文字の意味はともあれ、当時の なお、右の史料にある時正について、辞書や事典では昼夜平分の意に把え、春・秋の彼岸の中日と解説している。 る点で現行暦とは大きく異なるが、彼岸入りから明けまでの期間は現在と同様七日間であることが知れるのである。 十九日までの七日間となり、前者と同様の結果が得られる。すなわち旧暦時代の彼岸は春分・秋分の二日後から始ま 七日間となる。また後者の場合は、八月二十一日が秋分であり、二十六日を中日とすると彼岸は八月二十三日から二

①建保五五二月彼岸第三日 三年月と彼岸第何日・何番を併記するもの

②仁治三年去職/八月彼岸第三番(第)

(栃木県塩谷郡塩谷町、佐貫観音堂曼荼羅銘

369

(埼玉県行田市小見、真観寺板碑銘

③建長六年/八月彼岸第一番(型) (宮城県角田市稲置、 稲置薬師堂仏像銘

④正嘉二年八月彼岸七番

(埼玉県飯能市川寺、

⑤弘安十一年二月彼岸第六番(空)

⑥元徳二年時八月彼岸田四日 、埼玉県北埼玉郡騎西町、 西円寺板碑銘

William (埼玉県八潮市鶴ヶ曽根、秋元家板碑銘

⑦元徳||年|||年|||八月彼岸第三番

(岩手県東磐井郡川崎村薄衣、如来寺跡板碑銘)

⑧水和二年展八月彼岸第二

⑨応永廿三季二月彼岸会初日 (1型15) (48) (山形市鉄砲町、光禅寺板碑銘

(奈良県大和郡山市柏木町、光明寺仏像銘)

(埼玉県東松山市岩殿、正法寺の向い山板碑銘)⑩天正田年二月彼岸中日 (ff)

分・秋分と彼岸の関係を立証する史料とはなり得ないのである。 るものの肝心の日次を欠いているため、果たしてそれが何日に当たるかは紀年銘からは知り得ない。換言すれば、春 的にも広く分布している。「彼岸第三日」「彼岸中日」「彼岸会初日」などの表記はこれまでの例からしておのおの彼 が穏当で、彼岸第六日目の造立と見做すべきであろう。ただ、ここに列挙した各史料は彼岸第何日・何番と指示はす 八月十六日は彼岸中ではない。彼岸より下の三文字が不鮮明ではあるが、この紀年銘は「八月彼岸第六日」と解すの く吟味しないまま収録したであろうが、元徳二年の秋分は八月二日であるから、彼岸は八月四日~十日までとなり、 る。恐らく編者は「元徳二年長八月十六日彼岸」と記すべきところを日次と彼岸を前後して刻んだものと解し、詳し 番まで数えたもので、第三番は第三日と同義である。かかる解釈からすると⑥の事例は特異であり検討を必要とす 岸入りしてからの日数を示す。類例の多い彼岸第何番についてはすでに触れたように、彼岸七日間を第一番より第七 元号、年次、月次に続けて彼岸第何日・第何番と明記するもので、鎌倉時代初期から各時代を通じて散見し、地域 合は、

四年月と彼岸を併記するもの

①文応二年酉二月彼岸

(山口県宇部市西区島、宇部市立図書館板碑銘

③康永四仲秋彼岸(58) ②元亨二年三月彼岸

(鹿児島県鹿屋市高須町、波之上神社板碑銘

④永享九年三八月彼岸

(埼玉県入間郡日高町高萩、 比留間家墓地板碑銘

(埼玉県入間郡毛呂山町大類、古野家板碑銘

⑤元亀四葵年三月彼岸日 (福岡県山門郡三橋町垂見、

心源寺板碑銘

⑥元和七辛年八月彼岸日(3)

(千葉県佐原市香取、新福寺板碑追銘)

ところが②や⑤のように彼岸が翌三月や九月に及ぶことを記したものも見受けられる。旧暦の場合は現行の太陽暦の に関係なく頻出する。旧暦では春分は二月、秋分は八月と決まっているため①③④⑥のような事例が一般的である。 元号と年次・月次に続けて彼岸・彼岸日と記すのは、これまでよりも簡略な表記法で、鎌倉時代頃から時代や地域

随する彼岸も翌三月や九月に及ぶこととなり、真偽については個々の吟味が必要となってくる。②の元亨二年銘の場

春分が二月二十八日であるから彼岸は翌三月にまで及ぶため、紀年銘の「元亨二年三月彼岸」は誤刻とはいえ

ように春分や秋分の日が一定していないから、二月や八月の末に春分・秋分がくることもあり、

したがってこれに付

六四

様三月や九月とするのは論外としても、二月や八月に拘泥し「三月彼岸」や「九月彼岸」を誤刻として拒けること は彼岸七日間の特定日を指すわけではないから彼岸中と同義に見做すべきであろう。旧暦における彼岸を現行暦と同 日」の誤刻か誤読と解される。また末尾の「彼岸日」についてこれを「彼岸中日」と解説した事典も存するが、これ ない。⑤の場合は、元亀四年の春分が二月十一日であるから「三月彼岸日」はあり得ないわけで、これは「二月彼岸 学問的態度とはいえない。

えよう。 て催されるとはいえ、いずれもこれの二日後から始まるという、多くの実証例から導かれた結論を傍証するものとい 彼岸」「七月彼岸」の事例を成立させることとなるが、本稿で紹介した三十四例の史料はもちろんのこと、これ以外 まり二月一日が春分であれば、これより三日前の正月二十七日か二十八日に彼岸入りするわけで、その結果は「正月 と、春分や秋分が二月と八月の月初めにきた場合、彼岸はこれまでとは反対に前月から始まることも考えられる。 で通説とは異なることを示唆するものであり、また同時に既述の、すなわち旧暦における彼岸は春分・秋分に付随し の手持ち史料を見ても該当するものは一例も存しない。このことはいうまでもなく、旧暦における彼岸が日取りの上 さらに右のことと関連して付言すれば、旧暦における彼岸が春分・秋分を中日にその前後三日ずつ計七日間とする

没日と彼岸の日取り

て次のように記している。 暦博士の賀茂在方が応永二十一年(一四一四)に著わした『暦林問答集』下「釈「没滅」 第三十には、没日につい(®)

或問没滅者何也、答云、曆例云、滅没者、是曆数余分、陰陽不足、非..正日.故、堯不-以..此日.下-->堂、舜不-

以一此日一通中四方山也、又没者天与口日会、而日不以上於天一余分也、 是日二気盈、又日、没(中略) 皆以,非,正日

また、『頭書長暦』上では(57)

聖人慎而不,用也、百事勿,用,之、大凶焉

没日ハ天ト与、日会シテ、日ガ于、天及バザルノ余分、年中ニハ五日廿四刻有奇也、是ヲ気盈ト名付テ、正日ニ

アラズ一切ノ事業ニ悪日也

とあって、没日は日ではあるが日数に数えない日のことであり、これが一年に五日二十四刻あると説明している。 に没日は六九・六日余りで巡ってくることになる。(8) のことで、これを三六五・二四四六日で割った数を毎日に割りふり、その数が一日に達すると没日としたので、実際 の五日二十四刻というのは宣明暦における一太陽年の三六五・二四四六日から三六〇日を減じた残り五・二四四六日 ح

当然彼岸の日取りや期間も影響を受けることになる。例えば『古事類苑』方技部二には『中右記』の大治四年(一一 日数に入れないとするのも当然で、『吾妻鏡』建長四年九月七日戊子の条にも『❸ 局日数に算入しなかったことを記載している。没日は正日に非ず、しかも悪日、大凶日であればこれを避け、さらに 二九)八月廿四日の条を引用し、若宮御五十日賀の撰日に関して没日を日数に算入するかどうかを陰陽師に質し、結 問題はこの没日がいつやってくるかであり、もしも春分・秋分から彼岸明けまでの間に没日が入るようであれば、

いる。例えば右に示した『吾妻鏡』の紀年を吟味しても、建長四年九月七日が没日とすると前述のように没日は六 とあり、同六年四月廿四日丙寅の条、弘長三年十二月廿四日庚午の条などにも没日のことが記されている。 平安時代の貴族の日記や鎌倉幕府の編纂物に没日が記載されることはそれだけ人々の関心も強い証左といえよう 御悩御平減之後、有|御沐浴之儀、而今日没日也、凡無|日次|之由、陰陽道頻雖 一般の風潮とは逆に当時における没日の計算が必ずしも正しくは行われていないことも指摘されて

らないが、事実は全く違っており、右の三史料の紀年は湯浅吉美氏が大衍・宣明両暦の全期間を対象に作成した「没 ろう。それは次に掲げる両史料とも関東地方で造立されたものであり、紀年銘にある月日と彼岸の関係が没日を前提 日・滅日一覧」にも記載が無い。したがって『古事類苑』が収録した没日に関する『吾妻鏡』の記事は間違いという にして初めて他と適合するからである。 ことになるが、しかしこの事実を捉えて関東地方の没日計算に誤用があったとするのは、早計の謗りを免れないであ 九・六日余りで巡ってくるから、同六年四月二十四日および弘長三年十二月二十四日などもこの倍数上にあらねばな

嘉禎二年兩八月廿一日/彼岸/第六(3) (埼玉県行田市佐間、行田市史料館板碑銘

建保六年成了二月廿三日彼岸上旬(8) (栃木県鹿沼市上石川、北犬飼薬師堂仏像銘)

なわち中日となり、これを「彼岸上旬」と記すのは通常と異なる。しかし前日の二十二日は没日であり、これを彼岸 彼岸第六日となるのである。後者の建保六年銘も、二月二十日の彼岸入りから数えると二月二十三日は第四日目、す と二十一日は彼岸第七日目となるが、十五日は没日であるから彼岸入りは翌十六日となり、八月二十一日は銘文通り の日数に算入しないから二月二十三日は一日繰り上がって彼岸第三日となり、これを彼岸上旬と表記したと考えられ 両史料とも紀年銘の説明はすでに終えているのでその要点だけを記すと、前者は八月十五日の彼岸入りから数える

解すべきであろう。『吾妻鏡』の記事が何を典拠にしたかは不明であるが、没日の計算に誤りが存するのは編纂物自 『吾妻鏡』が編纂された鎌倉時代中期頃には、武蔵・下野方面の関東地方でも没日が実生活の上に反映されていたと 以上の二例はいずれも没日の存在を考慮することによって、紀年と春・秋分の関係を合理的に説明できるから、

るのである。

追求する手段としては最も信頼を置くことができる。

月晦日時正」(地輪銘)と報告しているが、正平十二年(一三五七)の秋分は八月一日であり、八月晦日時正とは符

から目立ったものを紹介すると、奈良県吉野郡西吉野村黒淵の常覚寺にある五輪塔について地元では「正平十二年八

ただし、各地で調査収録された報告書には明らかに誤記・誤読と見られるものも少なくない。本稿に未所収の史料

身であって、関東地方の生活や習慣でないことを右の史料は如実に物語っているのである。

結び

ことにする。ただ、日記などの文献史料の場合は『勘仲記』がそうであったように、時々日付を誤記することもあっ じめ『宣胤卿記』『親俊日記』『家忠日記』などによっても旧暦時代の彼岸を実証することが可能であり、手元ではそ りすることもある。この点本稿で例証として用いた金石文史料は一、二を除いて誤刻らしきものも見られず、 て、そのために春分・秋分の翌日に彼岸入りしたり、彼岸入りから明けまでの期間が没日とは無関係に八日となった の試みを実際に行ったりもしているが、本文で述べたことと結論は一致しているのでこれらについては一切触れない ると彼岸は年中行事として人々の生活に定着し、その様子は貴族の日記などに頻出してくる。『洞院公定日記』をは 法が採られるようになるためで、彼岸行事そのものが衰退したわけではない。事実は寧ろ反対で南北朝時代以降にな (山口県新南陽市富田、笠石板碑)や「永正七年年八月時正」(埼玉県戸田市下笹目、平等寺板碑)などと省略した方 ったように思われる。これは石造物などの場合、室町時代頃になると紀年銘を刻すにも「于時文明二天二月彼岸」。 りの上で異なることを立証してきたが、顧みると事例がやや平安・鎌倉時代に偏し、南北朝時代以降のものが少なか 平安時代中頃から江戸時代までに造立された仏像や石造塔婆などを手懸かりに、旧暦における彼岸が現行暦と日取

六八

られ、これなどは二と三を単純に見誤るか誤植から出たものであろうが、「三月彼岸」や「三月時正」の場合は、単 石道の三十町石付近にある五輪塔銘にも見られる。これは地輪に「正平廿二八時正」とあり、解釈としては「正平廿一 ざるを得ない。 刻として拒けることは現代の知識を過去に強要することであり、物事を歴史的に思考する態度を欠如したものといわ なく、正平二十年(一三六五)の場合は二月二十二日が春分であるから前者のケースは成立し難く、したがって後者 年二月八日時正」か「正平廿二年八月時正」の二通りが考えられる。真偽の判断は当時の編暦に当たってみるほかは も四月にまで及ぶことはない。これは「応永二十四年八月時正」を省記したもので、同様の事例は和歌山県高野山 時の編暦で確認すると、慶長十五年(一六一〇)の春分は二月二十九日とあり、したがって彼岸は翌閏二月二日~八 れているから、時正に入るのは春分・秋分の二日後であり、これが二月二日にくることはあり得ない。このことを当 板碑は「慶長十五/峨二月二日時正」と報ぜられているが、時正は今日の解釈とは違って当時は彼岸と同義に使用さ に数字の間違いではなく、実際にこうした例も存することは本稿において縷々述べたところである。これらを徒に誤 の解釈を正しいものと見做さねばならない。その他「二月廿日時正中日」を「三月廿日時正中日」としたケースも見 「応永二年四月八日時正」と解説しているが、これは全くナンセンスである。時正が三月や九月にくることはあって 最後に『奈良県史』所収の清久寺宝篋印塔(吉野郡野迫川村北股)の紀年銘「応永二四八時正」について、同書は 日までとなるのである。「閏二月二日時正」が正しいといえるが、果たして実物が如何なるかは未確認のままである。 三日~九日までの時正期間に造立されたものと解されるのである。また奈良市西新屋町の小塔院墓地にある六字名号 合しない。現地調査では「八月時正」とあるだけで、晦日の文字は存せず、したがってこの五輪塔は正平十二年八月 $\widehat{18}$ $\widehat{17}$

註 (15) に同じ。

註

- $\widehat{1}$ 拙稿「徳山市貝籠五輪塔の紀年銘」(『徳山大学論叢』第二十七号、昭和六十二年)。
- 2 高柳光寿編『角川日本史辞典』(角川書店、昭和四十一年)および『日本歴史大辞典』(河出書房、 昭和四十五年)など。
- (4)建治元年。

愚抄』『暦断簡』などによってこれを補正している。 建治元年から正安二年までの二十六年間に暦日を二回だけ意図的に変更しているが、『日本暦日原典』は『勘仲記』『続史

- (5)同書、八五四頁。
- (6)内田正男著『暦と時の事典』(雄山閣、昭和六十一年)一九七頁。
- (8)『類聚三代格』前篇(新訂増補国史大系)一一一頁。(7)『日本後紀』(新訂増補国史大系)五四頁。
- (10)『台記』二(増補史料大成第二十四巻)一二頁。(9)『宇津保物語』三(日本古典文学大系12)二五二頁。
- 11 12 薫陸は『和名抄』に「薫陸香、俗音君禄、出中天竺也」とあって、香料のことである。(新村
- (13)『吾妻鏡』第四(新訂増補国史大系)五三三頁。(12)『兵範記』一(増補史料大成第十八巻)一三五頁。
- (4)久野 健編『造像銘記集成』(東京堂出版、昭和六十年)四二頁。
- 16 15 伊藤唯真編『仏教年中行事』(仏教民俗学大系6)(名著出版、昭和六十一年)三四頁。
- (1)『鎌倉時代の彫刻』(東京国立博物館、昭和五十一年)三三四頁。
- 望月友善著『大分の石造美術』(木耳社、昭和五十年)七〇頁。筆者実見。 埼玉県立歴史資料館編『板碑-埼玉県板石塔婆調査報告書』Ⅲ(名著出版、 昭和五十六年)五一一頁。筆者実見。
- (22)前掲『造像銘記集成』二一○頁。

 $\widehat{21}$ $\widehat{20}$

(23)前掲『大分の石造美術』七二頁。筆者実見。

出編『広辞苑』六六九頁

- 前掲『板碑-埼玉県板石塔婆調査報告書』Ⅲ、四五二頁。筆者実見。
- 25 前掲『造像銘記集成』四五一頁。
- (26)旧暦における春分・秋分の日付は内田正男編著『日本暦日原典』(雄山閣、 覧』上(汲古書院、昭和六十三年)による。以下同様。 昭和五十年)および湯浅吉美編『日本暦日便
- 服部清道著『板碑概説』(角川書店、昭和四十七年復刻)五八三頁。
- (28)後述のように東京都台東区上野公園の東京芸術大学には、「建長五年共二月時間」と刻んだ仏像がある。 二月時正中日の

「已巳」は二月二十一日に相当するから彼岸入りは十八日となり、「二月十六日畹彼岸初日」が誤刻であることを傍証してい

- (29) 前掲『造像銘記集成』一五四頁。
- (30)多田隈豊秋著『九州の石塔』上(西日本文化協会、昭和五十年)九五頁。筆者実見。
- (31) 同右、七四頁。筆者実見。
- (32) 註 (1) に同じ。
- (33)前掲『造像銘記集成』四一八頁。筆者実見!
- 34 欠け「□十五日」としか読めないが、彼岸との関係から「二十五日」とした。筆者実見。 築地健吉著『鹿児島県板碑概説』(鹿児島県文化財調査報告書第十八集、昭和四十六年) 一〇七頁。紀年銘の日付部分が
- (35)前掲『造像銘記集成』二一一頁。
- (36)拙著『中国地方の板碑』(山陽新聞社、昭和六十二年)六九頁。
- 37 詳しくは拙著『中世の板碑文化』(東京美術、平成元年)八七頁を参照されたい。
- 38 前掲『造像銘記集成』一五二頁。
- 39 前掲『板碑-埼玉県板石塔婆調査報告書』Ⅲ、 四九九頁。
- 40 前掲『造像銘記集成』二一八頁。
- 41 前掲『板碑−埼玉県板石塔婆調査報告書』Ⅱ、六九九頁。
- $\widehat{42}$ 同右Ⅱ、五六七頁。筆者実見。
- 『川崎村石造文化財』第一部(川崎村文化財調査報告書第五集、昭和五十九年)三九頁。 同右皿、 七〇三頁。

- 川勝政太郎著『日本石造美術辞典』(東京堂出版、 昭和五十三年)八四頁。
- 46 前掲『造像銘記集成』四七二頁。
- 47 前掲 『板碑-埼玉県板石塔婆調査報告書』Ⅲ、 五一頁。筆者実見。
- 48 『中国地方の板碑』二六九頁。
- 49 前掲 『九州の石塔』下、三六五頁。筆者実見。
- 51 同右耳、九三二頁。

50

.『板碑-埼玉県板石塔婆調査報告書』Ⅱ、八八五頁

- 52 前掲『九州の石塔』上、一二五頁。
- 53 『千葉県史料』金石文篇二(千葉県史料調査会、昭和五十三年)五一頁。
- 55 54 庚申懇話会編『日本石仏事典』(雄山閣、昭和五十年)三四六頁。 現地の三橋町教育委員会へ確認したところ「二月彼岸日」と判明した。
- 57 56 『古事類苑』方技部二、一〇四頁。 同右、一〇四頁。
- 58 59 江戸時代に入って渋川春海は貞享改暦の際没日を暦注から削除したから、これ以降は問題とならない。 広瀬秀雄著『暦』(近藤出版社、昭和五十三年)一二六頁。前掲『暦と時の事典』二七六頁
- 60 『吾妻鏡』第四(新訂増補国史大系)五三四頁。
- 61 前掲『日本暦日原典』五〇四頁。
- たもので、凡例によると右の計算結果を現存の具注暦の記事二〇〇件(全数の約四パーセント)と校合したところ、没日は 全て一致した旨記している。(同書一二八四頁) 前掲『日本暦日便覧』下所収。これは大衍・宣明両暦の全期間(七六四~一六八四年)における没日・滅日を一覧表にし
- 63 註(20)に同じ。
- (64) 註(29) に同じ。
- (65)・前掲『中国地方の板碑』三一四頁(
- 66 前掲『板碑-埼玉県板石塔婆調査報告書』Ⅱ、三五五頁。 前掲拙稿「徳山市貝籠五輪塔の紀年銘」を参照されたい。

- (8)『奈良県史』七、石造美術(名著出版、昭和五十九年)五二四頁。筆者実見。 (9) 時正については註(37)を参照のこと。
- 70
- 71
- 前掲『奈良県史』七、一一四頁。 同右七、五二六頁。

72

- 巽・愛甲共編著『紀伊国金石文集成』 (真陽社、昭和四十九年)四九頁。
- (73)司東真雄著『岩手の歴史論集』Ⅱ 中世文化(岩手の歴史論集刊行会、昭和五十四年)五二五頁。

七三